
「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」 取りまとめ

内閣府 知的財産戦略推進事務局

1 総論

1 本取りまとめの趣旨

- 映画、放送番組等の映像作品は、原作となるマンガや小説、音楽、美術等、様々な要素を含む総合芸術として、コンテンツの要となるとともに、国外の視聴者に対し、日本の歴史、文化、社会への共感を深めるソフトパワーとして新たな価値を実現する上で大きな役割を担っている。このため、**映像作品のロケ撮影の環境改善を図ることは、映像制作支援として極めて重要**である。
- 特に、外国映像作品のロケ撮影の国内誘致（ロケ誘致）は、我が国の事業者・スタッフが、業界の枠を超え、**世界水準の映像製作に参画する機会となり、制作手法や制作管理の高度化、人材育成等の面で大きな効果が期待**できる。また、**映像関連産業における雇用の増加やインバウンドの増加、地域経済の活性化等に資する**ものであり、大きな意義を有している。【次ページ：参考 1 参照】
- **ロケ誘致を巡る競争は国際的にも激化**している中で、日本の取組として、経済産業省において、日本国内の人材活用や地域との協力を通じて、映像産業や地域の振興、インバウンドの増加等を促すことを目的として、海外映像制作会社等が日本国内で実施するロケ撮影に係る制作費に対して、**1 件当たり最大10億円を補助する取組（インセンティブ）を開始**したところ。他方、**海外からの問合せ窓口、許認可手続き、スタジオ整備などについて後れを取っている状況**にある。【次ページ：参考 2 参照】
- これらの背景等を踏まえ、内閣府において、令和 6 年 2 月に映像制作者等の民間事業者・団体、フィルムコミッション、有識者（学者・弁護士）、関係省庁、地方公共団体の協力の下、**「ロケ撮影の環境改善に係る実務者懇談会」を設置**することとした。実務者懇談会は、我が国における**ロケ撮影の環境改善を図る**ことを目的とし、2 年間に亘って議論を行うこととしている。
- 初年度となる今年度の活動では、主に、海外作品誘致に関する諸課題及び許認可手続に係る課題の整理並びに対応方策の検討を行った。**本取りまとめは、今年度の実務者懇談会での議論を整理し、次年度の方方向性を明らかにすることを目的**として取りまとめを行うものである。

1 総論

【参考 1】ロケ誘致・ロケ撮影による効果（イメージ）

- インバウンド観光客のうち映画・アニメの「ゆかりの地」訪問者数は200万人規模（2023年推計）であり、**約4,230億の国内消費支出が期待**される。
- 潜在的な「ゆかりの地」訪問者の需要は300万人規模と見込まれ、**約6,250億円の国内消費支出が期待**されている。
- ※ いずれも「訪日外国人消費動向調査」から試算

製作に係る経済効果

**ロケ誘致・ロケ撮影
による効果**

インバウンド

人材育成・技術力の向上

- 内閣府「大型映像作品ロケーション誘致の効果検証調査」事業における調査対象（6作品）について、
 - ・ **日本国内における制作費(国内消費額)の合計：**
 - **117億7300万円**
 - ・ **経済波及効果(観光を除く)の合計：**
 - **193億6300万円（試算）**

- 内閣府「大型映像作品ロケーション誘致の効果検証調査」事業における調査対象（6作品）で雇用された**日本人制作スタッフ数の合計：**
 - **1,805人**

【参考 2】ロケ誘致に関する諸外国との比較（VIPO作成）

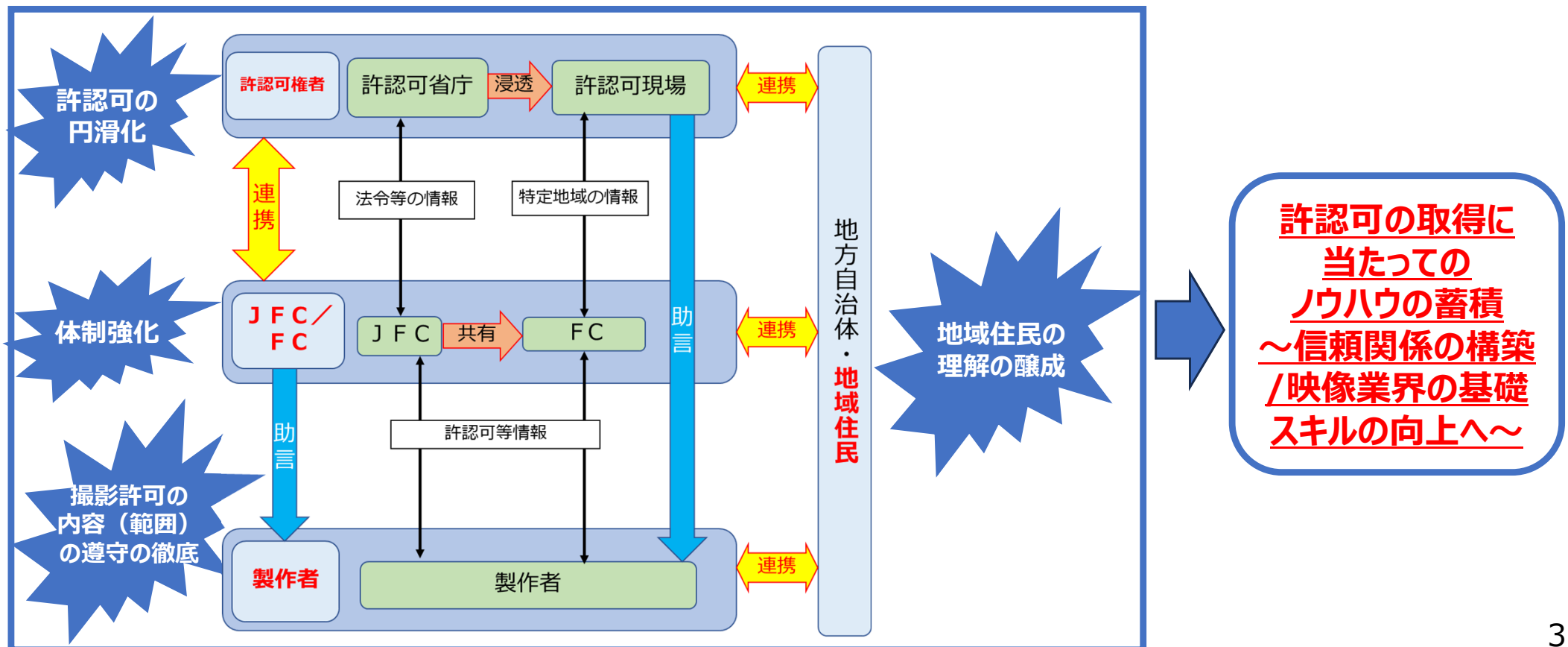
		英国	カナダ	ニュージーランド	韓国	タイ	日本
誘致活動		✓ プロデューサーによる企画の売り込み ✓ 1.8万点のロケ地データベース	✓ イベント出展 ✓ 2.5万点のロケ地データベース	✓ 企画売り込み（『ロード・オブ・ザ・リング』） ✓ 首相が誘致活動	✓ 撮影機材、支援内容の情報を英語・中国語・などでHP上で提供 ✓ ロケーションや制作技術などの博覧会の開催	✓ 政府によるSF観光誘致政策（Food, Film, Fashion, fighting/boxing, festival）	✓ ロケ地情報の多言語化が進展していない ✓ JFCによる海外制作者向けへのロケ地のPR活動
前提条件	アクセス	✓ ハリウッドからは地理的には離れている	✓ ハリウッドから4時間圏内	✓ 国内アクセスは飛行機2時間圏	✓ 北米・欧州からは遠いがスカウトツアーを中央政府と地方FCで開催	✓ 北米・欧州からは遠い	✓ 北米・欧州からは遠い
	言語・文化	✓ 英語/同質文化圏	✓ 英語/同質文化圏	✓ 英語圏	✓ 英語対応可能なクルーが限定的	✓ 観光立国につき英語話者が比較的多い	✓ 非英語文化圏
	気候風土	✓ 安定的気候/近代都市	✓ 安定的気候/近代都市	✓ 夏冬逆転した気候、壮大な自然	✓ 非英語文化圏	✓ 348作品、250億（2022年）	✓ 特微的な建築風土 ✓ 国民性/勤勉 ✓ 良質な生活空間
	撮影許可	✓ 撮影許諾専門部署/条件・料金明確	✓ 撮影許諾専門部署/条件・料金明確	✓ 撮影協力ガイドラインに半数の行政が批准	✓ 韓国映画振興委員会が窓口となって、円滑なロケ誘致・撮影を支援する体制を構築	✓ 外国作品は国認定のコーディネート会社との契約が必須	✓ 難解な撮影許可 ✓ 対応窓口が分散
	対応窓口					✓ 申請後、10日での許可	
技術的条件	高度人材	✓ 数多くの大規模ハリウッド作品の誘致を経てノウハウ蓄積	✓ 2.5万人の産業従事（米国次々2位）	✓ 技術向上中	✓ 大手配信サイトとの共同制作の経験が豊富	✓ ハリウッド大作の経験が豊富	✓ 英語対応人材不足
	制作設備	✓ 大規模スタジオがある（パインウッド・スタジオ）	✓ フィルムスクール ✓ ゲームCGI/VFX技術 ✓ 多人数人材が集積	✓ WETA（世界的VFX制作会社） ✓ 大規模スタジオ新設	✓ 英語対応可能なクルーが限定的 ✓ 大規模スタジオはないが、中規模が新設	✓ 大規模スタジオはないが、中規模が新設	✓ 人件費安価 ✓ 大規模スタジオはないが、中規模が新設
金銭的条件	物価水準	✓ インセンティブ制度あり（対象支出の25.5%を減税）	✓ 物価は高めだがハリウッドよりは人件費安	✓ カナダより30%安い制作費	✓ 物価はアジアでは高め ✓ 中央政府（最大25%）と地方政府がそれぞれ助成金のインセンティブ制度を導入し併用可	✓ 物価は安価	✓ 近年物価安の現象
	インセンティブ	✓ 新システム(AVEC)に一本化し利便性アップ	✓ 雇用促進インセンティブ（人件費16%（BC28%）税金還付）	✓ 最大25%の助成金	✓ 最大30%の助成金 ✓ 申請条件が低い ✓ 申請書類が明解 ✓ 利用しやすい	✓ 最大30%の助成金 ✓ 申請条件が低い ✓ 申請書類が明解 ✓ 利用しやすい	✓ 国際的なインセンティブ制度がスタート ✓ 使いづらい制度/単年度予算

1 総論

円滑なロケ撮影の実施に向けた基本的な考え方について

- ロケ撮影においては、許認可権者、JFC／FC、製作者、地域住民が相互に理解し、協力し合うことが重要である。
- 特に、**製作者において撮影許可の内容（範囲）の遵守の徹底**を行うことで、**地域住民の文化経済活動への理解の醸成**につなげ、そこから、**地域全体を盛り上げ、FC体制の強化や許認可の円滑化**につなげるといった**好循環のスパイラルを作り上げることが重要**である。

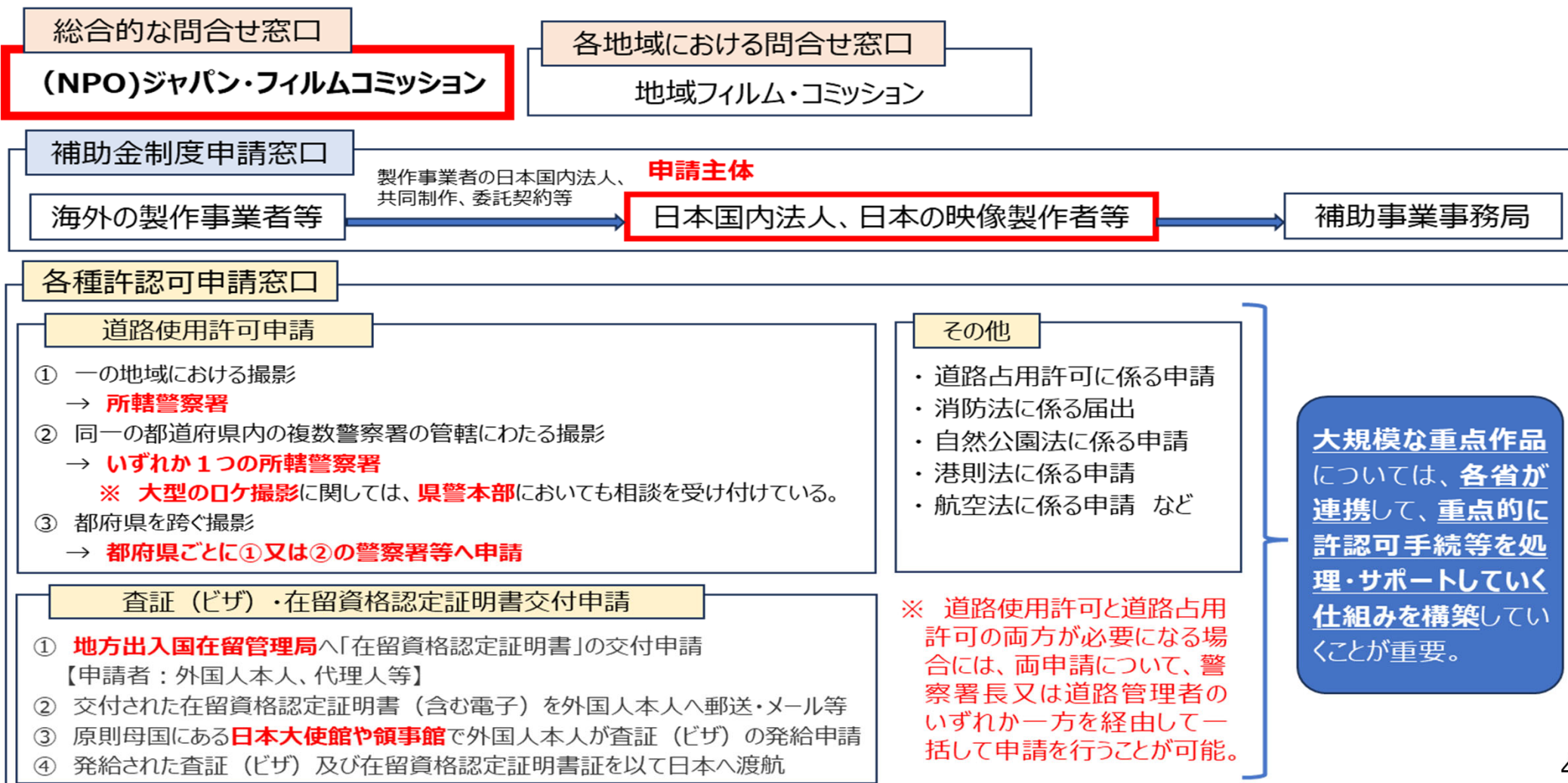
【概念図（イメージ）】



2 ロケ撮影に係る対応窓口について

- 実務者懇談会において、ロケ撮影に係る対応窓口が判然としないとの指摘があったところ、一義的には、**ジャパン・フィルムコミッション（JFC）が総合的な問合せ窓口であることを明確に位置付けた上で、関連する許認可手続等の対応窓口をガイドラインにおいて明確化する。**
- **誘致効果が高いと考えられる大規模な重点作品**については、**各省が連携して、重点的に許認可手続等**を処理・サポートしていく仕組みを構築していくことが重要である。

【ガイドライン掲載のイメージ】（注） 記載内容の具体については今後検討



3 許認可手続について

- **撮影需要の高いロケーション**（渋谷スクランブル交差点や新宿歌舞伎町、空港など）や**特別な撮影**（カーアクション、爆破シーンの撮影等）が可能な地域・場所等について、**許認可に係る予見可能性を高めるために、過去の具体的な撮影事例をガイドラインに掲載**する。

【ガイドライン掲載のイメージ】 ※ 暫定版であり、現時点におけるガイドライン記載のイメージ（撮影事例として以下に2事例掲載しているが、警察署、国土交通省に係る事例のみをガイドラインに掲載するものではない。）。

※ ガイドライン掲載に事例を掲載するに当たっては、許認可を確約するものではない旨付記。

<渋谷スクランブル交差点>

作品名	TOKYO VICE season2	(撮影風景) 	
撮影期間及び撮影時間	2023/4/12（水） 5:00～7:00		
スタッフ人数	80名		
演者の人数	出演者 1 名、エキストラ50名		
許認可官庁との調整期間・回数	許認可官庁：渋谷警察署交通課 調整期間20日、調整回数 2 回		
撮影の状況等	・ スクランブル交差点は一般交通が極めて多い箇所であることから、撮影時間は午前 7 時まで、カメラ等の撮影機材は人が通行しないデッドゾーンに配置する、エキストラは撮影のエキストラと分からないように事前に動きを打合せして配置することを、事前に協議して徹底した。 ・ 撮影が始まり、主人公がスクランブル交差点を一人で横断するシーンを撮影したが、周囲の一般通行人等は撮影に気付かずトラブル等なく、予定通り撮影が終了した。		

<参考：渋谷スクランブル交差点（オープンロケセット）>

2019年、「唐人街探偵 東京 MISSION」の国内ロケ誘致をきっかけとして、栃木県足利市に渋谷スクランブル交差点のオープンロケセットが誕生した（2020年6月常設化）。使用料を支払うことにより撮影が可能となっている。



3 許認可手続について

<仙台空港>

作品概要	ドラマ撮影
撮影期間	2023年
許認可官庁との調整期間・回数	許認可官庁：国土交通省（調整期間：約1ヵ月、調整回数：4回）
撮影条件	下記撮影対応①～③において、空港会社又は国（空港事務所）の先導・立合い

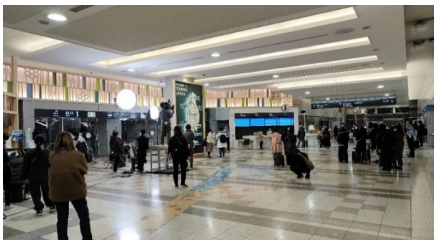
撮影対応①

一般区域における旅客がいない時間帯での実施例

撮影場所	インフォメーションカウンター
撮影時間	3:30～4:10
スタッフ人数	約50名
演者の人数	エキストラ20名
使用機材	カメラ他VTR機材、照明機材、録音機材一式
撮影風景	

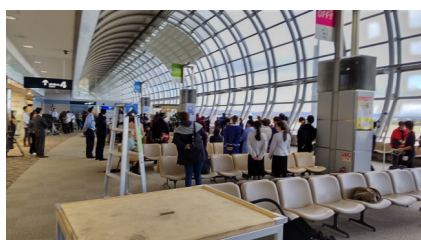
撮影対応②

一般区域における旅客がいる時間帯での実施例

撮影場所	チェックインカウンター前
撮影時間	9:00～10:00
スタッフ人数	約50名
演者の人数	役者4名＋エキストラ2多数
使用機材	カメラ他VTR機材、照明機材、録音機材一式
撮影風景	

撮影対応③

制限区域内での実施例

撮影場所	国際線待合室
撮影時間	10:30～12:30
スタッフ人数	約50名
演者の人数	役者10名＋エキストラ多数
使用機材	カメラ他VTR機材、照明機材、録音機材一式
撮影風景	

4 スタジオ整備について

- 海外におけるスタジオ整備（バーチャルプロダクション、VFXを含む。）の状況や国内外のニーズ等を踏まえ、**日本におけるスタジオ整備の在り方について、具体的な構想を検討**する。

＜参考：海外のスタジオ事情＞（注）事務局調べ。必ずしも最新・網羅的ではない。

●韓国

CJENMスタジオセンター

■ スタジオ（ソウルから約14km）

- ・住所：京畿道 坡州（パジュ）市 炭峯面 法興里 1778
- ・設立：2022年4月
- ・所有者：CJ ENM（民間）
- ・運営主体：CJ ENM（民間）
- ・設立費用：約2000億ウォン（約200億円）
※ 設立に当たり、金銭面での公的支援はなかったが、
規制緩和や手続き面での公的支援はあった。
- ・稼働状況：13棟のスタジオは基本的に常に稼働



■ 概要

- 室内スタジオから撮影用道路、野外セット場、美術センターなどをすべてまとめた21万1,570㎡規模のワンストップ制作支援を行っている。
- 室内スタジオは、1,600坪型1棟、800坪型6棟、500坪型5棟で合計13棟がある。この中で1,600坪型スタジオは国内最大規模。また、スタジオとスタジオの間には全長が280mに達する4車線道路が設置されているのほか、野外セット場は5万㎡（約1万5000坪）規模となっている。
- バーチャルプロダクションステージは、LEDスクリーン5台を備えた特撮専用スタジオ。この中で核心は「メインウォール」と呼ばれる楕円形スクリーンで直径20m、高さ7.3m。

5 実務者懇談会を通じて確認がなされた事項

- 本実務者懇談会を通じて**確認された許認可手続等に係る事項**を**ガイドラインにおいて明確化**する。

【ガイドライン掲載のイメージ】

委員等からの意見等	現状の取扱い
【道路使用関係】	【警察庁】
使用する道路が複数の警察署にまたがる場合の道路使用許可申請について、窓口（申請先）を一本化してほしい。	・ 道路交通法77条1項の規定により、道路使用許可を要する行為に係る場所が同一の都道府県内の複数警察署の管轄にわたるときには、そのいずれか1つの所轄警察署長の許可を受けることで足りる場合がある。複数の道路使用が、1つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ許可を一括化することができる。 ・ 複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影については、事前にその県を管轄している警察本部がFCからロケ撮影の内容等について説明を受け、関係警察署に対して情報提供を行うとともに、その内容・規模などについて関係警察署に対して指導・助言を行ったり、申請者と警察署の間の協議に警察本部も参加して必要な調整を実施したりすることなどにより、円滑に手続が進むように努めている。
道路使用許可基準を示してほしい。	・ ロケ撮影の実施場所や時間、形態などにより、周りの一般の交通の妨害となる程度も千差万別である上、その地域にお住まいの住民の方々、また、道路を利用される道路利用者の方々との合意形成の状況も必ずしも一様ではないことから、警察署長が個別具体的に許可の判断を行う必要があり、あらかじめ許可基準を示すことは困難。 ・ 他方で、事前相談があった際には、その申請に係るロケ撮影が実現するにはどのようにすればよいかという前向きな提案を行うように都道府県警察を指導しているため、支障事例がある場合には、随時内閣府やFCなどを通じて情報提供いただきたい。
東京23区内では、自動車（カーアクション、カメラカーでの撮影、牽引を含む。）を使ったロケに係る道路使用許可が下りるケースが極めて少ない。	・ 個別の撮影内容により交通の妨害の程度が様々であるため、許可の可否は個別具体的に判断することとなるが、一概に自動車を使った撮影に許可が出ていないというわけではないと承知している。 ・ 支障事例がある場合には、随時、内閣府やFC等を通じて情報提供いただきたい。

5 実務者懇談会を通じて確認がなされた事項

委員等からの意見等	現状の取扱い
空港、ドローン、鉄道、コンテナターミナルでの撮影	【国土交通省】
（制限区域内外問わず）空港での撮影許可が下りない。	・ 一般エリアにおいては、空港の管理者（国、自治体、民間企業）が、以下の点を確認する。 ① 混雑の予防等の空港を管理する上で必要な事項 ② 混雑の予防等、空港の利便性の確保に必要な対応 ・ 制限区域内においては、空港の管理者（国、自治体、民間企業）が、以下の点を確認する。 ① 航空機の安全な運航を確保する上で必要な事項を確認 ② 航空機の安全な運航を確保する上で必要な対応 ・ 近年は撮影には制限区域の内外を合わせて協力しているところ、引き続き、可能な限り対応を検討していきたい。
航空法に係るドローンの許可承認手続を迅速化してほしい。	・ 現行のドローンの許可承認手続として、標準処理期間として10開庁日と案内をしているが、今後、当該期間について短縮を図っていく予定。なお、一部の飛行形態を除いて認証を受けた機体を操縦する際に、ライセンス技能証明を有する者がドローンを操縦する場合には、許可・承認手続は不要となっている。 ・ 航空法に基づくドローンに関する各種申請や申請システムについては、利用者の皆様の利便性向上やシステム上のエラー等の改善に向けて、引き続き、利用者視点に立ったシステムの改修に対応していきたい。
JR東日本及びJR東海（東海道新幹線）において撮影許可が下りない。	＜JR東日本＞ ・ 利用者への影響等々を考慮した上で、営業列車であっても一律で断っているというわけではなく、過去に撮影実績もある。また、車庫や貸切列車でのロケ撮影についても一定の条件を遵守すれば撮影は可能。 ＜JR東海＞ ・ 東海道新幹線は日常的に多くの旅客が利用しているという実態があり、快適な車内サービスを提供するという観点もあるため、車内での撮影については条件を設けて対応している。ロケ撮影に係る相談がある場合には、サービス相談室に問合せいただきたい。
コンテナターミナルでの撮影は、土日の限られた時間しか認められていない。	・ コンテナターミナルにおける撮影については、操業との調整も必要となるが、土曜日や日曜日に限られるものではなく、平日に撮影を実施した実績もある。

5 実務者懇談会を通じて確認がなされた事項

委員等からの意見等	現状の取扱い
【在留資格】	【出入国在留管理庁】
在留資格「興行」の1号と3号の必要書類の違いを明確化してほしい。	HP上において公表 1号：https://www.moj.go.jp/isa/content/001399945.pdf 3号：https://www.moj.go.jp/isa/content/001404148.pdf
在留資格「興行」3号の必要資料として、「芸能活動上の実績を証する資料」が求められているが、カメラマンなどのスタッフには芸能活動上の実績を証する資料はないため、「芸能活動」の規定を「撮影活動」などに広げてほしい。	「芸能」には、いわゆる芸能人だけではなく、カメラマンなどのスタッフも含まれている。そのため、カメラマンなどスタッフについても実績があれば、当該実績を提出いただきたい。
在留資格「興行」3号の必要資料として、「受入れ機関の概要を明らかにする資料」が求められているが、撮影によっては受入れ機関が存在しないケースもあるところ、この要件の緩和はできないか。	受入れ機関がない場合には、提出は不要である。
在留資格「短期滞在」で、ロケハン・シナハンの実施は可能か。	日本で撮影を行わずにロケハン・シナハンのみを行うことを目的に入国する場合については、短期商用という目的での短期滞在の在留資格に該当する。
滞在期間の延長に柔軟性を持たせてほしい。	更新前の在留資格で全く活動を行っていなかったり、申請にあった活動とは全く異なる就労活動を行っていたといった在留状況に問題がある場合には、更新許可申請が不許可になる場合があるが、基本的には合理的な説明及び申請書類を提出いただければ許可を出すこととしている。
申請手続を簡素化してほしい。	- 同時に複数の方の在留資格申請を行う場合について、各申請の方で共通の書類であれば、代表者が添付することで足りることとしている。また、オンライン申請への対応もしている。 - 在留資格認定証明書の交付に関しても、書類ではなく、電子メールによる交付も可能としている。

5 実務者懇談会を通じて確認がなされた事項

委員等からの意見等	現状の取扱い
【補助金制度】	【経済産業省】
補助金制度の申請時期が遅く、また、申請期間が短い。	令和5年度補正予算については、令和6年3月中には1回目の公募分の採否を決定することとしており、事業期間中全3回の公募回を事前に設定している。
現在の補助金制度は単年度予算となっており、単年度予算では3月を超えての撮影ができない。	令和5年度補正予算については、早期の公募開始に当たり、最大で令和6年4月から令和7年1月末までの約10か月間の事業期間を確保できる見込みとなっている。単年度主義という国の会計制度の制約がある中でも最大限可能な工夫をしている。
日本と海外の国が共同制作をしている映画にも本制度は適用されるのか。	補助金の要件を満たす必要があるが、国際共同制作についても支援の対象となり得る。
【その他】	
申請手続きの簡素化について	道路占用許可と道路使用許可の両方が必要になる場合については、両申請について道路管理者又は警察署長のいずれか一方を経由して一括して申請を行うことが可能である。

6 ガイドライン改訂について

- これまでに実施した実務者懇談会における議論（1頁～11頁）を盛り込む形で、「**ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン**」（2020年8月）を改訂する。
- ガイドラインの改訂に当たっては、ガイドラインの実効性を担保するための取組として、**パンフレット**の作成、**要約版ガイドライン**の作成、**多言語対応ガイドライン**の作成等を視野に検討を進める。

○ ガイドラインにおける追加記載事項（注）記載場所、内容は今後検討

- ・ ロケ撮影の意義について
- ・ 円滑なロケ撮影の実施に向けた基本的な考え方について
- ・ ロケ撮影に係る対応窓口について
- ・ ロケ撮影実績（事例集）
- ・ 実務者懇談会を通じて確認がなされた事項
- ・ スタジオ整備について
- ・ 日本と海外の文化や制度の違いを相互理解するための記載
- ・ 許認可手続き情報（ドローン申請等のアップデート）
- ・ 「好事例集」のアップデート（地域住民の理解促進や地域振興につなげるための事例等の記載）
- ・ 「製作者等が留意すべき事項」のアップデート
 - 許認可等申請時期についての制作会社の理解不足
 - 長期滞在場所・機材置き場の確保
 - 制作会社のルール遵守の徹底
 - スタッフのマナー
- ・ FCの存在意義・役割の周知等
- ・ 補助金制度
- ・ タックスベネフィット

○ ガイドラインの周知方法

- ・ パンフレットの作成
- ・ 要約版ガイドラインの作成
- ・ 多言語対応ガイドラインの作成

<参考：現行ガイドライン（目次）>

第1章	はじめに	1
1	本ガイドラインの背景	1
2	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響とロケ撮影の在り方等について	2
3	本ガイドラインにおける用語の定義	3
第2章	ロケ撮影に円滑な実施に当たって目指すべき方向性	4
第3章	JFC／FCにおいて円滑なロケ撮影の実施に当たって取り組むべき事項	6
1	関係機関との協力体制の強化	6
2	製作者等への適切な支援等	9
第4章	許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること	11
1	許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請等	11
2	JFC／FCへの許認可等情報の共有	11
3	製作者等（申請者）への適切な助言、情報提供や効率的な手続の実施による円滑化	12
第5章	ロケ撮影において製作者等が留意すべき事項	14
1	JFC／FC、許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解	14
2	ロケ撮影において参考となる情報等	14
3	許認可等条件等を遵守したロケ撮影の実施	14
第6章	おわりに	16
1	本ガイドラインの改定	16
2	官民間の意見交換	16
3	本ガイドラインの普及	18

<参考資料>

別添 ロケ撮影が円滑に行われた好事例集

参考1 JFC／FCの役割、活動内容について

参考2 JFC／FCの連絡窓口

参考3 ロケ支援依頼書

参考4 【道路交通法】道路使用許可、制限けん引の許可、制限外積載／設備外積載／荷台乗車に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：警察庁）

参考5 【道路法】道路占用許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

参考6 【道路運送車両法】劇用車の運行に関する自動車の登録制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

参考7 【航空法】無人航空機の飛行に関する許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

参考8 【港則法】港内の行事等の許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

(参考) ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会の概要

- 令和6年2月1日に、「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）を新たに開催（令和5年度は3回開催）。
- 映像制作者等の民間事業者・団体、フィルムコミッション、有識者（学者・弁護士）、関係省庁、地方公共団体からの参画を得て議論を実施。

【検討スケジュール】

○ 第1回実務者懇談会（令和6年2月1日）

議題：ロケ誘致に関する課題について（1）

- 1) 事務局からの説明
- 2) 委員等からのヒアリング
- 3) 意見交換

○ 第2回実務者懇談会（令和6年2月27日）

議題：ロケ誘致に関する課題について（2）

- 1) 事務局からの説明
- 2) 関係省庁からのヒアリング
- 3) 意見交換

○ 第3回実務者懇談会（令和6年3月28日）

議題：課題解決に向けた方向性（案）について

- 1) 「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」取りまとめ（案）の提示
- 2) 意見交換

【構成員】

1. 民間事業者等又はそれらの団体の関係者

大塚 大輔	(株) JTB ツーリズム事業本部事業推進部 地域交流担当MGR
押田 興将	協同組合日本映画製作者協会 代表理事
杉原 佳義	Netflix ディレクター・公共政策担当
関根 留理子	(特非) ジャパン・フィルム・コミッション 事務局長
田中 克典	東京ロケーションボックス 地域振興部東京フィルムコミッション担当課長
富山 省吾	日本映画大学 理事長
堀内 大示	(株) 角川大映スタジオ 代表取締役社長
横田 寿文	(特非) 映像産業振興機構 事務局次長
松崎 千鶴	大阪フィルム・カウンスル コーディネーター

2. 法律、コンテンツその他の関連分野の有識者

◎内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
◎荻原 雄二	G.T.東京法律事務所 弁護士

3. 関係府省庁又は地方公共団体の担当者

内閣府	知的財産戦略推進事務局次長
警察庁	交通局交通規制課長
総務省	情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長
消防庁	予防課長
法務省	出入国在留管理庁政策課長
外務省	大臣官房文化交流・海外広報課長
文化庁	参事官（芸術文化担当）
経済産業省	商務情報政策局コンテンツ産業課長
国土交通省	総合政策局政策課政策企画官
観光庁	観光資源課文化・歴史資源活用推進室長
環境省	自然環境局国立公園課長
群馬県庁	産業経済部 戦略セールス局eスポーツ・クリエイティブ推進課主監

◎：座長、○：座長代理（敬称略）

（令和6年2月1日時点）